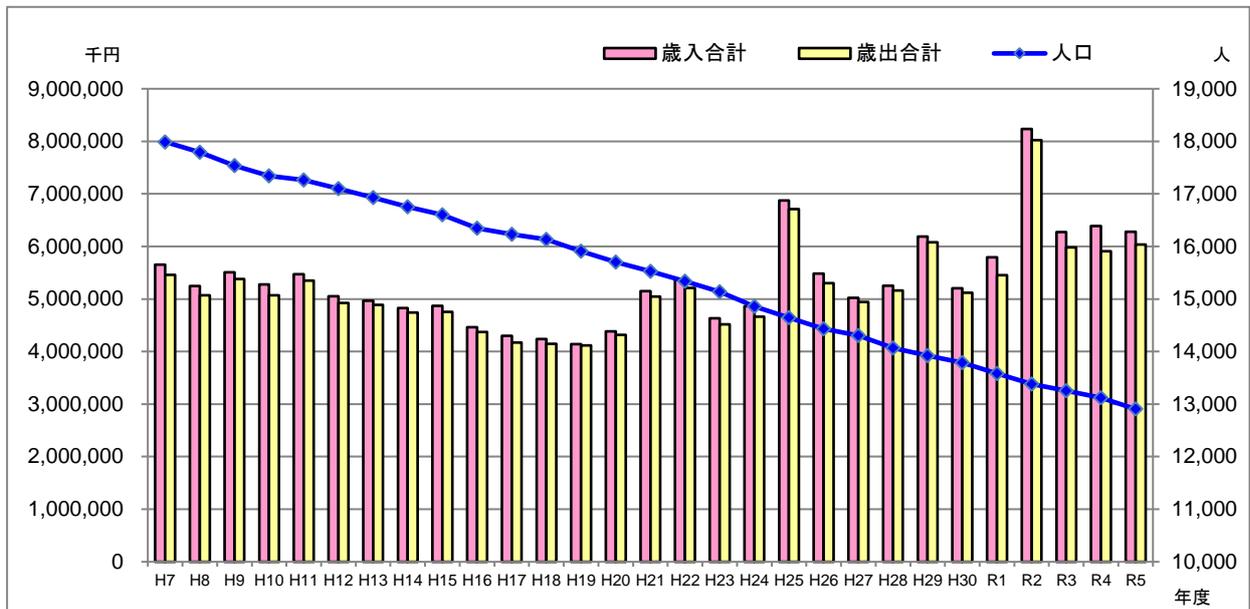


## I 鳩山町財政の推移

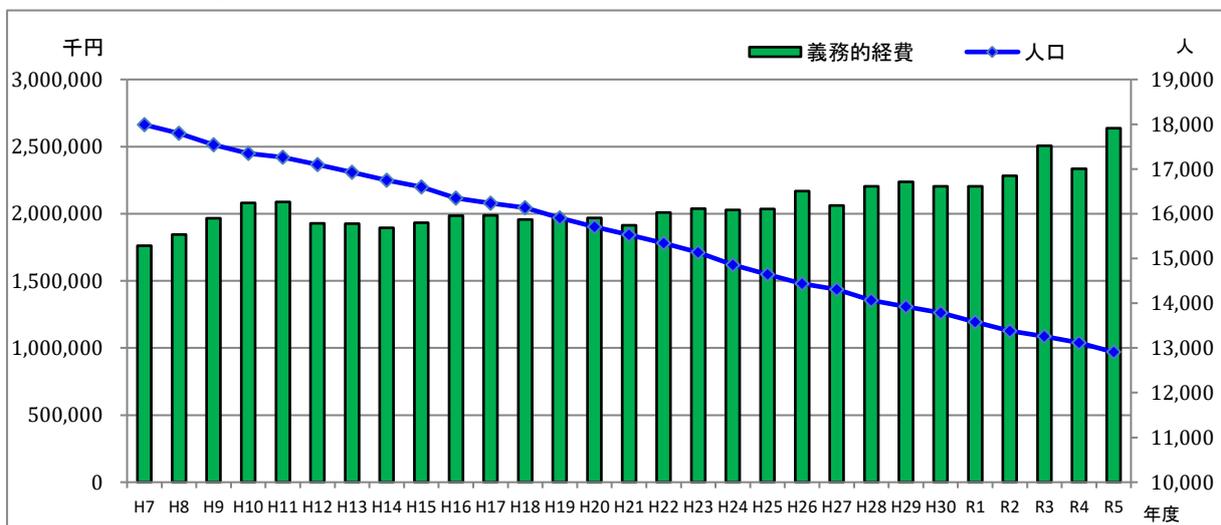
### ◎町の財政規模等の推移



上のグラフは、普通会計をベースとした、平成7年度から令和5年度までの人口及び財政規模の推移です。

人口は、平成6年度の約1万8千人をピークに減少しています。また、財政規模では、令和元年度以前は概ね50億円台で推移していましたが、令和5年度は62億7,769万円の決算額となりました。傾向としては、平成7年度から平成19年度までは人口の推移とほぼ同様な傾向で推移しています。平成21年度以降は、平成25年度、平成29年度、令和元年度から令和5年度までを除いて、概ね46億円から54億円の財政規模で推移しています。なお、平成25年度は地域の元気臨時交付金事業や学校施設環境改善交付金事業、平成29年度は平成28年度繰越事業である地域包括ケアセンター整備事業や学校給食センター改築事業、令和2年度は特別定額給付金事業や泉井交流体験エリア整備事業などの実施により、財政規模は大きくなっています。

この財政規模の推移を、別の視点である『義務的経費』に絞って見ると、下のグラフのとおりとなります。

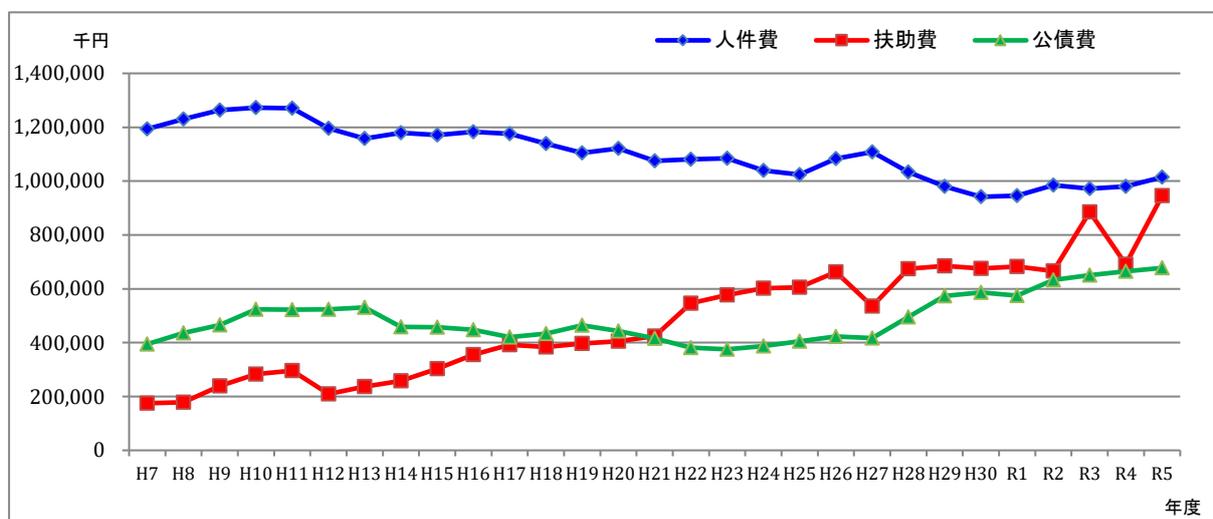


義務的経費とは、法令や性質上支出が義務付けられており、裁量的に削減することが難しい経費のことで、人件費（特別職の報酬、一般職の給料、退職金、共済費など）、扶助費（社会保障の一部として各種法令に基づく給付に要する経費など）、公債費（借入金の返済）の3費目で構成されています。

義務的経費の推移を見てみると、財政規模の推移とは異なり人口が減少に転じた平成7年度以降も増加傾向を示し、平成11年度には義務的経費の総額は約20億8,800万円となりました。その後、平成12年度に介護保険制度の創設に伴う経費区分の変更等から若干減少し、平成21年度まで19億円台でしたが、平成22年度以降は20億円を超え、令和5年度は26億3,763万2千円となっています。

このように、人口が減少している状況でも義務的経費の支出額は同程度で推移していることから、一人当たりの義務的経費支出額は増加していると捉えることができます。

下のグラフは、義務的経費を構成している人件費、扶助費、公債費の推移になります。

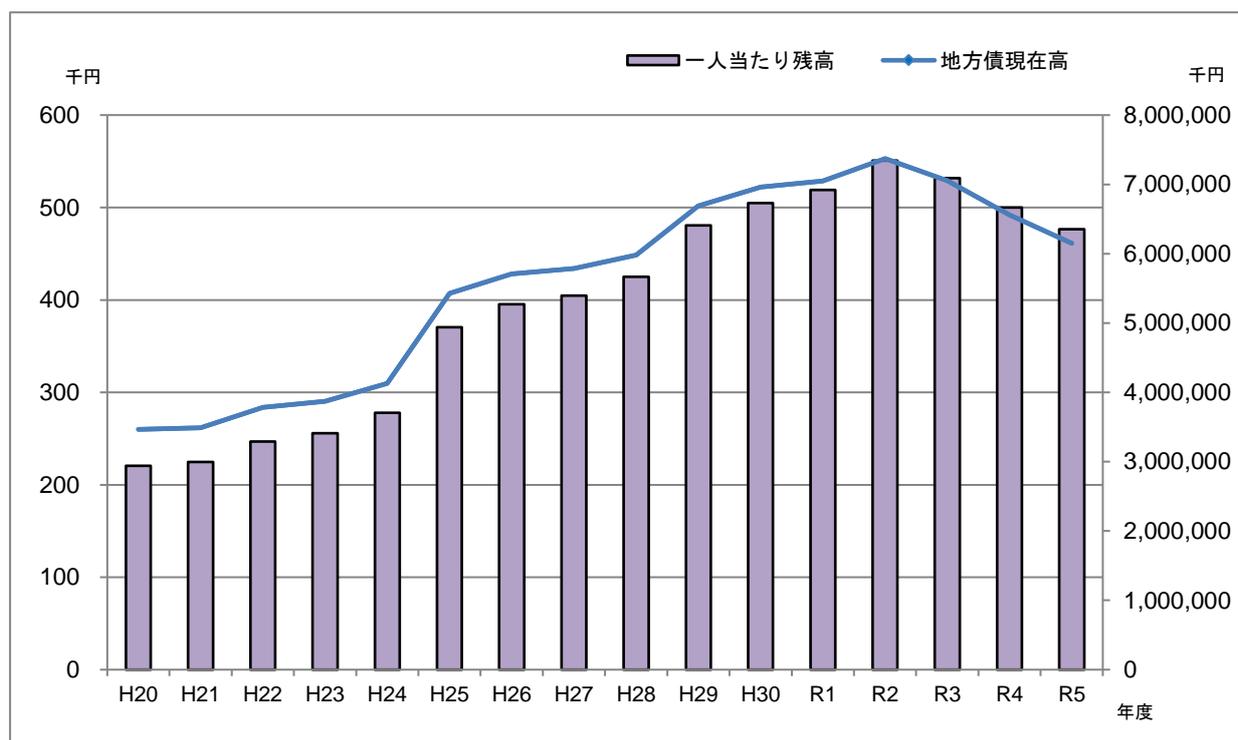


人件費は、平成10年度の約12億7千万円をピークに、年度によって多少の増減はあるものの総体的には減少傾向にありましたが、令和2年度に会計年度任用職員制度の施行などの影響により増加し、令和5年度においても10億1,492万4千円と前年度に比べ増加となっております。

公債費については、平成14年度以降、平成23年度までは減少傾向を示しておりましたが、近年は町の活性化及び住民生活の維持・向上等に必要な社会資本整備に要する財源調達手段として、町債を活用していることから増加傾向となっています。令和5年度は6億7,741万3千円で前年度に比べ1,319万9千円の増加となっています。

扶助費については、平成12年度は約2億1千万円でしたが以降、年々増加傾向にあり、令和5年度はこども医療費について、15歳から18歳までに拡大されたことに伴う申請件数の増加や介護・特例介護等給付費などの増加により、前年度に比べ2億5,473万7千円増加し、9億4,529万5千円となりました。扶助費は、国の政策の影響を大きく受ける経費であり、少子化対策の拡充や高齢社会の進展により、今後も増加傾向を示すと見込まれます。

次のグラフは、平成 20 年度から令和 5 年度までの地方債現在高と一人当たり現在高をグラフ化したものです。



地方債は、公共施設の建設や耐震・大規模改修事業、道路整備などの投資的経費に対する財源としての建設地方債と、経常的な一般財源の補填として活用することのできる臨時財政対策債があります。

なお、臨時財政対策債は、平成 13 年度に創設された「地方交付税原資の不足を補うために地方公共団体が発行する振替地方債」であり、後年度の償還財源は地方交付税の基準財政需要額に全額算入されることになるため、実質的な地方交付税とされています。

地方債残高は平成 19 年度までは緩やかに減少しておりました。しかし、臨時財政対策債の発行額の増嵩や、近年は普通建設事業の実施に要する財源調達手段として地方債を活用していることから増加傾向にあったため、令和 2 年 10 月に町債残高削減計画を策定し、町債発行の抑制に取り組んでいます。令和 5 年度末現在の地方債残高は 61 億 5,132 万円となり、前年度に比べ 4 億 973 万 7 千円減少し、臨時財政対策債の残高は 24 億 5,459 万 9 千円で、残高全体の 39.9%を占めております。

また、地方債の一人当たり残高については、令和 2 年度までは地方債残高の増加と人口減少により、増加傾向にありましたが、令和 5 年度は 47 万 7 千円となり、前年度に比べ 4.7%の減少となっています。

なお、令和 4 年度決算における財政健全化判断比率の一つである将来負担比率は 90.3% (県内 23 町村平均：5.7%) であり、県内市町村で最も高い比率となっています。

## II 鳩山町財政の現状

### 1 決算の推移及び収支の状況等について

これまで、鳩山町財政の29年間（地方債残高は16年間）の推移を見てきましたが、ここからは、近年の状況として、過去5年間の決算や収支の推移を見えます。

歳入歳出決算額の過去5年間の推移は【表-1】のとおりです。

令和2年度は、上熊井農産物直売所整備事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する緊急経済対策として実施した、特別定額給付金事業などにより、前年度に比べ大幅に増加し82億円台の決算額となっております。令和3年度は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などを実施しましたが、泉井交流体験エリア整備事業や特別定額給付金事業などの完了により、前年度に比べ大幅に減少し62億円台の決算額となっております。令和4年度は、これまで私会計で取り扱っていた学校給食食材費の計上や令和4年7月の豪雨により被災した町道や河川等の災害復旧事業などの実施により63億円台の決算額となっております。令和5年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税均等割課税及び非課税世帯等への臨時給付金事業等を実施し、前年度に比べ1億866万5千円減少の62億7,769万円の決算額となっております。

次に各種収支の状況ですが、形式収支から繰越財源を除いた実質収支は、令和元年度から令和5年度まですべての年度において黒字であり、財政赤字は発生していません。

また、当該年度決算額の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、令和5年度は赤字となっております。

単年度収支から財政調整基金に積み立てた黒字要因、取り崩した赤字要因を除いた実質単年度収支については、令和5年度は1億581万4千円の黒字となりました。

なお、今回の財政分析資料で使用する数値は、各市町村の統計指標となる「地方財政状況調査<sup>※1</sup>（決算統計）」の数値を使用しているため、決算書の数値とは必ずしも一致しません。

【表-1】 (単位：千円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
歳入総額	5,791,614	8,235,103	6,270,826	6,386,355	6,277,690
歳出総額	5,454,738	8,022,117	5,980,973	5,909,705	6,038,856
形式収支 <sup>※2</sup>	336,876	212,986	289,853	476,650	238,834
繰越財源	229,747	39,776	64,670	211,407	27,145
実質収支 <sup>※3</sup>	107,129	173,210	225,183	265,243	211,689
単年度収支 <sup>※4</sup>	32,872	66,081	51,973	40,060	△53,554
積立金	19,000	101,560	305,148	43,557	159,368
基金取崩 <sup>※5</sup>	0	0	0	0	0
実質単年度収支 <sup>※6</sup>	51,872	167,641	357,121	83,617	105,814
標準財政規模 <sup>※7</sup>	3,535,269	3,707,973	3,990,609	3,891,259	3,913,426
実質収支比率 <sup>※8</sup>	3.0%	4.7%	5.6%	6.8%	5.4%

※標準財政規模については、臨時財政対策債発行可能額を加えた数値となっております。

※印の用語については、最終ページの【用語解説のページ】を参照してください。

## ★鳩山町の財政を家庭にたとえると★

町の財政状況を身近に感じていただくため、令和5年度の決算状況を、鳩山家の家計簿に置き換えると以下のとおりとなります。

なお、金額を分かりやすくするため、全体額を1/1,000〔1千万円を1万円〕にしています。

### ●収入

給与（町税）	170万円	27%
親からの仕送り （国・県からの補助金、交付金、交付税など）	354万円	56%
前年の残金、預貯金等の取り崩し （繰越金、繰入金）	52万円	8%
パート収入 （使用料、財産収入、諸収入など）	28万円	5%
借金（町債）	24万円	4%
収入合計	628万円	100%

### ●支出

食費（人件費）	101万円	17%
電気代、保険料などの生活費（物件費、補助費）	200万円	33%
医療費など（扶助費）	94万円	16%
子どもたちへの仕送り（繰出金）	60万円	10%
車の修繕費用（維持補修費）	5万円	1%
家のリフォーム（投資的経費）	50万円	8%
貯金（積立金）	26万円	4%
ローン返済（公債費）	68万円	11%
支出合計	604万円	100%

鳩山家の収入総額は628万円です。このうち、給与収入は170万円で、会社の経営状況を反映して収入が伸び悩んでおり、収入割合は収入総額の27%になっています。このため、家計収入総額の56%にあたる354万円は親からの仕送りに頼っている状況です。なお、パートなどによる多少の収入もありますが、昨年からの手持ち残金の活用や、新たな借金をして家計費を賅っている状況です。

鳩山家の支出は食費を精一杯切り詰めていますが、電気代、保険料などの生活費や医療費などが家計を圧迫しています。また、親からの仕送りにより家計をなんとか遣り繰りしているにもかかわらず、子どもたちへの仕送りもしなければなりません。そして、現在の住居のリフォームに50万円を支出しています。

年末に財布の中を見てみると、26万円ほどありますが、手持ちの現金としては少ない金額です。なお、年末時点でのローン残高（地方債現在高）は615万円と前年度よりも41万円減少しましたが依然として多く残っており、親の肩代わりに借り入れたローン残高がその多くを占めています。また、もしもの時にと積み立てている貯金残高は160万円（内現金分は120万円）で、前年度に比べて20万円増加しました。しかし、鳩山家の家計状況はローンの返済が多く厳しい状況が長く続いていますので、電気代などの生活費や子どもたちへの仕送りの削減などを家族全員で話し合っています。

## 2 財政の弾力性について

健全な財政は、収支が均衡しているということだけではなく、財政の構造が景気の変動や多様化する行政需要に、どれだけ弾力的に対応できるのかという性質を持つことが必要です。

一般の家庭に例えれば、給与のように毎月得られる収入が、食費・居住費・光熱水費・家のローン返済など、毎月義務的に支出しなければならない経費にどれだけ使われているのか、また、その他の臨時的かつ緊急的に必要となる経費にどの程度利用することが可能となっているのかなどです。この収入と支出の性質が“弾力性”として財政構造の判断指標となります。

財政構造の弾力性を示す指標の一つとして、一般的に「経常一般財源比率<sup>※9</sup>」、「経常収支比率<sup>※10</sup>」、「公債費負担比率<sup>※11</sup>」などが用いられております。また、平成19年度から導入された「実質公債費比率<sup>※12</sup>」については、財政健全化法に基づく判断指標として算出・活用されています。

なお、当町の各指標は【表-2】のとおりとなっております。

【表-2】

(単位：千円、%)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
経常一般財源 <sup>※13</sup>	3,647,084	3,706,414	4,130,808	3,958,977	4,021,719
経常経費充当一般財源 <sup>※14</sup>	3,335,046	3,362,017	3,323,514	3,451,027	3,669,192
経常一般財源比率	103.2	100.0	103.5	101.7	102.8
経常収支比率	91.4	90.7	80.5	87.2	91.2
減収・臨財債を除く	96.9	96.0	86.4	88.9	92.0
公債費比率 <sup>※15</sup>	6.9	8.0	7.8	8.3	9.8
公債費負担比率	14.2	13.5	14.0	14.2	13.5
実質公債費比率	10.2	10.6	10.9	11.2	11.7

経常一般財源のうち、基幹財源である町税は固定資産税及び町たばこ税が減少したものの、個人町民税及び法人町民税の増加により、前年度に比べ1,589万6千円、0.9%の増加となりました。減少した固定資産税は、評価替え等による減少、町たばこ税は、健康増進法等による健康志向の高まり等で売上本数が減少したことによるものとなっております。一方で、増加となった個人町民税は土地等の譲渡による所得割額の増加、法人町民税においても、コロナ禍以降による業績の回復により法人税割が増加したことによるものとなっております。各種交付金等については、株式等譲渡所得割交付金や法人事業税交付金等の増加により、全体で約1千万円の増加となっております。

地方交付税は、地方財政計画において原資となる国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）がコロナ禍から企業の業績回復や個人消費の伸び等による増収となり、全国ベースの交付総額では18兆3,611億円で前年度に比べ3,073億円、1.7%の増加となりました。なお、臨時財政対策債については、前年度に引き続き地方税収入の増収に伴い総額で9,946億円となり、前年度に比べ7,859億円、44.1%の大幅な減少となっております。

当町の令和5年度普通交付税における当初算定結果では、個別算定経費における高齢者

保健福祉費（75歳以上）や社会福祉費等の増加、臨時財政対策債発行可能額の大幅な減少により、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額は、前年度に比べ7,814万8千円の増加となっています。

一方、基準財政収入額は、町民税所得割や町民税法人税割等が減少し、総額で1,064万6千円の減少となり、普通交付税交付額は16億6,337万2千円となっています。

なお、令和5年度の普通交付税については、国の補正予算において国税収入の増加に伴い地方交付税が増額され、再算定の結果、当初交付額に5,005万5千円が追加され17億1,342万7千円となり、前年度に比べ8,097万6千円、5.0%の増加となっています。また、特別交付税を含めた地方交付税総額は前年度に比べ5,752万4千円、3.2%増加の18億4,650万1千円、臨時財政対策債発行可能額については4,490万4千円、57.7%減少の3,292万7千円となっています。

一般財源の余裕度を示す経常一般財源比率については、分母である基準財政規模が増加し、分子となる経常一般財源も町税や各種交付金等が増加したことにより、基準財政規模の増加を上回ったことで、前年度に比べ1.1ポイント増加の102.8%となっています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和4年度決算の87.2%から、令和5年度は分子では人件費や公債費等に対する充当経常一般財源が増加し、分母となる経常一般財源も増加したものの、充当経常一般財源の増加が上回ったため、前年度に比べ4.0ポイント悪化の91.2%となっています。

また、経常一般財源から減収補てん特例分（当町は該当なし）及び臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率についても、前年度は88.9%でしたが、令和5年度は3.1ポイント悪化し92.0%となっています。

公債費比率は、分子となる普通交付税に算入される災害復旧費等に係る基準財政需要額算入公債費を除いた後の公債費が増加し、分母となる基準財政需要額が減少し、前年度に比べ1.5ポイント増加の9.8%となっています。

公債費による財政負担の度合いを示す公債費負担比率は、分母である一般財源が地方交付税や町税等の増加により約3億6,258万8千円増加し、分子となる公債費も増加したものの、分母である一般財源が上回ったため、前年度に比べ0.7ポイント減少の13.5%となっています。

公債費比率と公債費負担比率の表す意味の違いは、標準的団体として算出される公債費負担率と、実質的な公債費に対する財政負担率のそれぞれに算定の仕方が異なることに留意する必要があります。

また、実質公債費比率については、平成19年度決算より算定方法が変更されており、財政健全化法の規定に基づき算定することとなりました。これは、一般会計、公営企業（特別会計含む）並びに一部事務組合など、全ての公債費負担を連結し、町の実質的な公債費比率を算定するもので、令和5年度は前年度に比べ0.5ポイント悪化し、11.7%となっています。

### Ⅲ 歳出の現状

#### 1 性質別歳出による歳出構造

町の歳出は、その性質によって①義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、②投資的経費（施設建設等の将来に残るものへの支出）、③その他の経費と、大きく3つに区分することができます。

義務的経費は、法令の規定あるいはその性質上、地方公共団体に支出が義務付けられている経費であり、町が任意に節減（圧縮）することが困難な極めて硬直性の強い経費です。したがって、義務的経費比率（歳出総額に占める義務的経費の割合）が高いほど、財政構造の硬直化に影響するとともに、財政健全化の障害になるといわれています。

義務的経費比率は【表-3】のとおりで、前年度と比較して0.8ポイント上回っています。

義務的経費比率は歳出規模の増減により大きく変動しますので、当該年度に実施した普通建設事業費の額に影響されます。これは、義務的経費比率が歳出規模全体に占める割合で算出されるため、義務的経費全体額の増減とあわせて、歳出規模に連動して変動するためです。

なお、令和2年度は20%台と他の年度に比べ低い率となっておりますが、泉井交流体験エリア整備事業や新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する緊急経済対策として特別定額給付金事業を実施したことにより、歳出規模が大きくなったため、義務的経費比率が低下したものです。

このように、義務的経費比率は重要な財政指標ではありますが、当町のように財政規模の小さい団体では、国の政策等の影響により当該比率の変動が大きくなるため、構成しているそれぞれの義務的経費について、年度別推移や増減要因を把握することが重要となります。

【表-3】

（単位：千円、％）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
義務的経費	2,203,367	2,283,530	2,507,060	2,335,089	2,637,632
人件費	946,222	985,109	971,525	980,317	1,014,924
扶助費	682,959	666,130	884,754	690,558	945,295
公債費	574,186	632,291	650,781	664,214	677,413
義務的経費比率	40.4	28.5	41.9	39.5	43.7
経常収支比率	44.8	44.7	38.6	42.4	42.9
経常収支比率（全体）	91.4	90.7	80.5	87.2	91.2

#### (1) 人件費の状況

人件費は、義務的経費及び経常的経費に占める割合の多い経費です。令和元年度は参議院議員選挙や県知事選挙の執行等により増加し、続く令和2年度も会計年度任用職員制度の施行により増加となっています。令和3年度は人事院勧告に基づく期末・勤勉手当の年間支給月数の引き下げなどにより減少し、令和4年度は退職手当組合負担金が減少しまし

たが、勤勉手当の年間支給月数の引き上げや会計年度任用職員の時給改定などにより約 900 万円の増加し、令和 5 年度も引き続き会計年度任用職員の時給改定などにより約 3,400 万円の増加となりました。

人件費比率については【表-4】のとおり、令和 5 年度は前年度に比べ 0.2 ポイント増加、うち職員給分については 0.2 ポイント減少しております。当該比率は決算額に占める割合で算出されるため、普通建設事業費等を要因とする決算規模に大きく影響を受けます。このため、比率の比較だけでなく、人件費並びに職員給の総額による比較が重要となります。

また、今後においても可能な限り職員数の削減等を進めることとしていますが、令和 2 年度に会計年度任用職員制度が施行されたことや全国的な最低賃金の引き上げなど、人件費の増加要因も見込まれています。そのため、定年延長や定年退職後の再任用制度の活用と新規採用職員数のバランスを保ちつつ、庁内組織体制の見直しを適宜行うことで行政のスリム化や広域行政の推進など、様々な角度から見た取り組みを行うことが必要であると考えます。

【表-4】

(単位：千円、%、人)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人件費	946,222	985,109	971,525	980,317	1,014,924
うち職員給	644,087	603,370	583,987	590,611	593,042
人件費比率 <sup>※16</sup>	17.3	12.3	16.2	16.6	16.8
うち職員給分	11.8	7.5	9.8	10.0	9.8
普通会計職員数	107	104	101	100	102
年度末人口	13,582	13,381	13,256	13,118	12,906
職員一人当たり人口	126.9	128.7	131.2	131.2	126.5

※普通会計職員数については、各年度の 4 月 1 日現在の職員数を記載しています。

## (2) 扶助費の状況

扶助費の推移等については【表-5】のとおりです。

扶助費は、義務的経費の中でも住民福祉を支える経費であり、社会保障制度の一環として、子ども、高齢者、障がい者等に対して直接的・間接的に支出される経費です。基本的には法令に基づく給付ですが、町独自の施策による単独事業も実施しています。単独事業は、町の福祉施策に対する考え方、独自性が発揮されることとなりますが、一方で、事業の継続が今後の大きな財政負担となり得ることから、事業の廃止を含めた再構築も視野に入れた検討が必要であると考えます。

扶助費の総額は、子ども・子育て支援制度の創設の影響や高齢社会の進展に伴う介護給付費等の増嵩により増加傾向にありますが、令和 5 年度はこども医療費が 15 歳から 18 歳までに拡大されたことに伴う申請件数の増加や、介護・特例介護等給付費の増加により、増加となりました。今後においても人口減少と少子化対策のための子育て支援施策の充実や高齢社会の進展による社会保障費の増加が見込まれるため、増加傾向は続くものと考えられます。

【表－5】

(単位：千円、%)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
扶助費（臨時分含む）	682,959	666,130	884,754	690,558	945,295
うち単独事業	93,285	79,090	66,118	75,673	290,361
単独事業比率	13.7	11.9	7.5	11.0	30.7
経常収支比率	5.4	4.8	2.9	4.7	5.1

## (3) 公債費の状況

公債費は、過去に発行した町債の元金、利子などの支払い経費であり、町の支出経費の中で最も義務的性格の強い経費です。

公債費の総額は【表－6】のとおり、令和5年度は前年度に比べ1,319万9千円増加し、年々増加傾向にあります。

増加傾向にある要因については、過去に発行した一部の町債において償還期間満了を迎えるものもありますが、令和元年度及び令和2年度に実施した上熊井農産物直売所整備事業や泉井交流体エリア整備事業などに係る町債の一部償還が、令和5年度から開始に伴い償還のピークを迎えており、公債費は増加しております。

令和5年度は、公債費比率が9.8%で前年度に比べ1.5ポイントの増加、公債費負担比率は13.5で0.7ポイントの減少となっております。また、財政健全化法に規定する健全化判断比率の1つである実質公債費比率は11.7%で前年度に比べ0.5ポイント増加となりましたが、早期健全化基準である25.0%を下回っております。

なお、今後の公債費の動向については、北部地域活性化事業等の推進のため、地方債による財源調達も見込まれるところですが、令和2年10月に策定した町債残高削減計画に基づき、国庫補助金の活用や地方交付税による財政措置などを十分考慮するとともに、年度における町債発行額が当該年度の償還金額を上回ることがないように抑制することで町債残高を削減し、後年度の財政負担が過大とならないように取り組めます。

【表－6】

(単位：千円、%)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
公債費（臨時分含む）	574,186	632,291	650,781	664,214	677,413
経常収支比率	15.7	17.1	15.8	16.8	16.8
公債費比率	6.9	8.0	7.8	8.3	9.8
公債費負担比率	14.2	13.5	14.0	14.2	13.5
実質公債費比率	10.2	10.6	10.9	11.2	11.7

## (4) 投資的経費の状況

投資的経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費を合算したものととなります。災害復旧事業費については、令和元年度に台風、令和4年度は豪雨による被害が発生しており、令和元年度、2年度、4年度及び5年度に当該事業費が生じております。

また、普通建設事業費は、道路・橋りょうの築造、公共施設の改修・整備、建設や耐震・大規模改造など、社会資本の整備に要する経費となります。

現在、町の財政は非常に厳しい状況にあります。真に住民が必要とし、町民生活の安全・安心を支え、今後のまちづくりに必要な社会基盤整備を着実に実施するためには、普通建設事業費は一定の水準で必要な経費であると考えられます。

普通建設事業費は【表-7】のとおり、令和元年度は上熊井農産物直売所整備工事をはじめ、平成30年度繰越事業である町道第1号線改良工事や町内橋りょう長寿命化修繕工事、町道第2764号線法面保護工事に伴う調査測量設計業務等を実施しています。

令和2年度は前年度に比べ約6億9,500万円の増加となっております。泉井交流体験エリア整備工事や上熊井農産物直売所整備工事、ため池改修調査・測量・設計業務のほか、令和元年度繰越事業である泉井集落センター及び上熊井集落センターの整備工事、公立学校情報通信ネットワーク環境整備工事等を実施しています。

令和3年度は前年度に比べ約10億5,300万円の減少となっております。泉井地区ため池改修工事のほか、町道第2号線舗装等補修工事や町道第52号線外改良工事等を実施しています。

令和4年度は前年度に比べ約1,500万円の減少となっております。町道第1号線改良工事に伴う測量設計等業務のほか、辻川整備工事基本設計業務や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しコミュニティ・マルシェ空調機改修工事等を実施しています。

令和5年度は前年度に比べ1,919万4千円増加の3億1,884万3千円となっております。焼却施設流末水路整備工事のほか、小・中学校LED照明設置工事、準用河川等浚渫工事等を実施しています。

【表-7】

(単位：千円、%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
普通建設事業費	673,232	1,367,758	315,130	299,649	318,843
うち単独事業	440,700	992,047	285,066	247,718	244,142
単独事業比率	65.5	72.5	90.5	82.7	76.6
歳出占有割合	12.3	17.1	5.3	5.0	5.3

(5) その他の経費の状況

その他の経費のうち、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、備品購入費などの経費を物件費といいます。その中で最も高い割合を占めているのが委託料です。

委託料は、現在の行政運営には不可欠となっている電算システムによる各種業務やシステム機器保守、建設工事の設計業務、公共施設の維持管理業務のほか各種調査業務などが該当します。

しかし、専門性を有している設計業務や各種計画策定などのアウトソーシング（業務の外部委託）は、効率的な財政運営に資することとなりますが、職員自らが本来取り組まなければならない業務については、安易に委託に頼ることがないよう留意する必要があります。

物件費の総額は【表-8】のとおり、毎年度徹底した削減努力に取り組んでおりますが、令和元年度から4年度までは増加傾向にあります。

令和元年度は農村地域防災減災事業（団体営）補助金を活用し実施した農業用ため池耐震性点検調査業務をはじめ、総合相談支援事業業務、橋りょう定期点検業務などの実施により、物件費総額で前年度に比べ約6,500万円増加しています。

令和2年度は備品購入に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、公共施設等における感染予防を行うため、温度計付オートディスペンサーやパーティション等の購入、GIGAスクール構想による教育のICT（情報通信技術）環境整備として全児童生徒に学習用の情報端末機器の購入などの実施により、物件費総額で前年度に比べ約1億1,600万円増加しています。

令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種業務のほか、泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売所の指定管理業務、都市計画マスタープラン改定業務、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町制施行40周年を迎えるにあたり町の魅力を発信するPR動画作成業務などの実施により、物件費総額で前年度に比べ約5千万円増加しています。

令和4年度は世界的なエネルギー不足の影響による電気料金の増加、学校給食食材費の私会計からの移行のほか、指定管理者制度を活用した町民体育館・中央公民館・文化会館管理業務、第二次スクリーニング計画策定業務や空き家等実態調査業務などを実施し、前年度に比べ約4,500万円増加しています。

令和5年度は、前年度に実施した町道維持補修業務での災害応急復旧事業の臨時的な支出の減少等により、物件費総額で前年度に比べ4,240万8千円の減少、歳出総額に占める割合は前年度に比べ1.1ポイント減少の13.9%となりました。

このように、歳出規模の増減及び施策事業の実施状況により、物件費の歳出占有割合等は大きく変動する要因を含んでいます。しかし、物件費総額の圧縮は、経常経費削減において最も重要な課題であることから、今後も経費の圧縮・削減に向けた取り組みを継続して実施することとします。

【表-8】

（単位：千円、％）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
物件費の総額	673,316	789,470	839,012	884,002	841,594
うち委託料	374,377	415,154	526,446	542,170	512,005
委託料比率	55.6	52.6	62.7	61.3	60.8
歳出占有割合	12.3	9.8	14.0	15.0	13.9

## IV 歳入の現状

### 1 歳入の構成

町の歳入構成は【表－9】のとおり、町税、地方交付税、町債の3項目が大きなウェイトを占め、令和5年度は歳入全体の60.4%で、前年度に比べ3.7ポイントの増加となっています。これは、分子となる町税、地方交付税及び町債の合計が増加したことに加え、分母である歳入総額が前年度に比べ1億866万5千円減少したことによるものです。

町の基幹財源である町税は、17億254万7千円で前年度に比べ1,589万6千円、0.9%の増加、町税比率については歳入合計の減少により前年度に比べ0.7ポイント増加し27.1%となっています。

地方交付税については、令和2年度の普通交付税は基準財政収入額が増加したものの、基準財政需要額の増加が基準財政収入額の増加を上回ったことで前年度に比べ約9,500万円の増加、一方の特別交付税は約600万円減少し、地方交付税全体では約8,900万円の増加となっております。続く令和3年度の普通交付税は基準財政収入額が減少したことに加え、基準財政需要額が大幅に増加し、前年度に比べ約2億9,700万円の増加、特別交付税についても約2,300万円の増加となり、地方交付税全体では約3億2千万円の増加となっております。令和4年度の普通交付税は町税等の増加により基準財政収入額が増加し、基準財政需要額は包括算定経費や社会福祉費等が減少しましたが、臨時財政対策債発行可能額の大幅な減少により、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額が増加し、国の補正予算における地方交付税の増額もあり、前年度に比べ約4,800万円の増加、特別交付税についても約2,900万円増加し、地方交付税全体では約7,700万円の増加となっております。令和5年度も、前年度と同様に国の補正予算における地方交付税の増額があり、前年度に比べ約8,100万円の増加、特別交付税は2,300万円減少しましたが、地方交付税全体では5,752万4千円の増加となっております。

町債については、令和元年度は泉井地区並びに上熊井地区の集落センター整備事業等の財源として町債を発行し、以降、令和2年度は泉井交流体験エリア等の整備事業などに、令和3年度は準用河川である内川の浚渫事業などに、令和4年度は前年度に続き、浚渫事業や令和4年7月の豪雨により被害の生じた町道や河川等の災害復旧事業などに、令和5年度は、小・中学校体育館LED照明設置工事などに発行し、発行総額は2億4,142万7千円で前年度に比べ9,719万6千円、67.4%の増加となっています。

【表－9】

(単位：千円、%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
歳入合計	5,791,614	8,235,103	6,270,826	6,386,355	6,277,690
うち町税	1,766,168	1,693,056	1,681,320	1,686,651	1,702,547
うち地方交付税	1,303,353	1,392,742	1,712,280	1,788,977	1,846,501
うち町債	621,436	919,457	296,057	144,231	241,427
町税比率	30.5	20.6	26.8	26.4	27.1
地方交付税比率	22.5	16.9	27.3	28.0	29.4
町債比率	10.7	11.2	4.7	2.3	3.9

(1) 町税の状況

町税については【表－10】のとおり、個人町民税と固定資産税の2税が基幹税目となっています。

個人町民税については、定年退職による給与所得者から年金受給者への移行等による影響で課税総所得金額が減少していることから、減少傾向にあります。令和元年度に7億円を下回り、年々減少しておりましたが、令和5年度は前年度に比べ約700万円の増加となっております。その主な要因は土地などの譲渡所得等に係る課税額が増加したことによるものとなっています。

固定資産税については、3年に1度の評価替えが行われますが、評価基準年度は土地課税、家屋課税ともに減少となる傾向があります。令和2年度においては土地課税、家屋課税、償却資産課税ともに減少となり、令和3年度は家屋課税及び償却資産課税が減少し、令和4年度は土地課税が減少したものの、家屋課税、償却資産課税の増加により、前年度に比べ約100万円の微増となっています。令和5年度は償却資産課税の減少により前年度に比べ407万3千円、0.5%の減少となっています。

徴収率は、近年は高い率を維持向上し続けています。令和5年度は前年度に比べ0.2ポイント増加し、98.0%となっています。

【表－10】

(単位：千円、%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
町民税	784,866	716,710	697,781	693,315	713,970
うち個人	697,459	670,546	644,459	655,332	662,329
うち法人	87,407	46,164	53,322	37,983	51,641
固定資産税	859,341	847,955	846,654	847,568	843,495
軽自動車税	37,593	39,727	40,842	43,199	43,659
たばこ税	84,368	88,664	96,043	102,569	101,423
町税合計	1,766,168	1,693,056	1,681,320	1,686,651	1,702,547
徴収率(全体)	97.4	96.8	97.9	97.8	98.0

(2) 地方交付税の状況

地方交付税の算定結果の状況については【表－11】のとおりとなっています。

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方の財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的としたもので、国税の一部(所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額)を原資に交付される制度です。

また、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、その配分割合は地方交付税総額に対して94:6とされています。普通交付税は、地方公共団体が標準的な行政サービスの提供や基本的な社会資本整備が行えるよう、客観的な基準に基づき配分されるもので、基準財政収入額<sup>※17</sup>が基準財政需要額<sup>※18</sup>に満たない場合に交付されるものであり、特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるものとなっています。

【表－11】

(単位：千円、%)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
基準財政需要額	2,875,050	3,040,739	3,266,672	3,359,933	3,430,297
基準財政収入額	1,679,700	1,750,956	1,681,790	1,727,482	1,716,870
交付基準額	1,195,350	1,289,783	1,584,882	1,632,451	1,713,427
調整額	2,532	1,553	0	0	0
交付税交付額	1,303,353	1,392,742	1,712,280	1,788,977	1,846,501
うち普通交付税	1,192,818	1,288,230	1,584,882	1,632,451	1,713,427
うち特別交付税	110,535	104,512	127,398	156,526	133,074
標準財政規模	3,535,269	3,707,973	3,990,609	3,891,259	3,913,426
臨時財政対策債発行可能額	205,636	205,257	281,957	77,831	32,927
財政力指数 <sup>※19</sup>	0.599	0.589	0.558	0.535	0.510

※基準財政需要額、基準財政収入額は、錯誤額を含む数値としている。

※再算定があった場合は、再算定後の数値としている。

普通交付税の算定結果の状況については、令和2年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費として4,200億円が措置されたほか、幼児教育・保育等の無償化による地方負担分の全額が基準財政需要額に算入されることになりました。算定結果では法人町民税や地方消費税交付金等の増加により、基準財政収入額が増加となりましたが、個別算定経費における地域社会再生事業費の創設や社会福祉費等の増加により、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額が増加し、交付額は前年度に比べ約9,500万円の増加となりました。

令和3年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、算定基礎となる人口が令和2年国勢調査人口に置き換わったほか、地域社会のデジタル化を推進するための経費として2,000億円が措置され、基準財政需要額に算入されることになりました。算定結果では個人町民税所得割及び法人税割が大幅に減少したことで、基準財政収入額が減少したことに加え、個別算定経費における地域デジタル社会推進費の創設や高齢者保健福祉費等が増加し、さらに国の補正予算において国税収入の補正に伴い地方交付税が増額され、基準財政需要額の算定項目に臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が追加され、再算定が行われたことから、交付額は前年度に比べ約2億9,700万円の大幅な増加となりました。

令和4年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、基準財政需要額では前年度に引き続き地域デジタル社会推進費に2,000億円が措置されたほか、65歳以上人口や75歳以上人口などの基礎数値に令和2年国勢調査人口が用いられることになり、基準財政収入額では令和元年度に創設された森林環境譲与税が100億円を増額して算入されることになりました。算定結果では個人町民税所得割及び法人税割が大幅に増加したことで、基準財政収入額が増加となり、基準財政需要額においては、個別算定経費の社会福祉費や包括算定経費等が減少したことで、交付額は減少となる要素はありましたが、臨時財政対策債発行可能額が大幅に減少したことで、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額では前年度に比べて増加となり、さらに国の補正予算において国税収入の補正に伴う地方交付税の増額が行われ、再算定の結果、交付額は前年度に比べ4,800万円の増加となりました。

令和5年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、基準財政需要額では前年度に引き続き地域デジタル社会推進費が2,000億円の事業期間の延長と、マイナンバー利活用特別枠分として500億円が措置されたほか、臨時財政対策債の発行可能額は、地方財政計画において発行総額が引き下げられており、算定結果では、基準財政需要額における個別算定経費の高齢者保健福祉費や包括算定経費等が前年度に比べて増加、基準財政収入額においては、算定時における町税等は前年度と比べて減少となりました。さらに、令和4年度に引き続き、国の補正予算において地方交付税の増額が行われ、再算定の結果、最終的な交付額は前年度に比べ、5,752万4千円、3.2%の増加となりました。

特別交付税については、令和5年度は1億3,307万4千円で、前年度に比べ2,345万2千円、15.0%の減少となっています。

財政力指数は、普通交付税で算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値であり、指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が多く、財源に余裕があるとされています。5年間の傾向を見ると年々低下傾向となっており、令和5年度は、単年度での指数が0.501と前年度を下回り、3か年の平均値は0.510と前年度に比べ0.025ポイント低下しました。

しかし、財政力指数は、税制改正や国の交付税制度変更等の影響が直接反映されるため、財政力指数の経年変化が端的に「財政力」を示すものではなく、あくまでも地方交付税の算定過程において算出された「財政基盤」を示す指標であることに留意する必要があります。

### (3) 町債の状況

町債の推移については【表-12】のとおりとなっています。

町債は、家計にたとえると住居購入やリフォーム、車購入のローンなどの借入金にあたります。町では、将来の世代に残せる財産の形成のため、社会資本整備総合交付金事業債や防災安全交付金事業債などの発行をしてきました。令和5年度の町債発行額は2億4,142万7千円で、町債依存度は3.9%となり、前年度を上回る結果となっています。

なお、令和5年度末における臨時財政対策債の残高は24億5,459万9千円で、減税補てん債及び減収補てん債を合わせますと24億6,856万6千円となり、普通会計全体の地方債残高である61億5,132万円の40.1%を占めています。

【表-12】

(単位：千円、%)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
町債	621,436	919,457	296,057	144,231	241,427
うち建設事業債	415,800	703,700	14,100	66,400	208,500
うち減税補てん債					
うち減収補てん債		10,500			
うち臨時財政対策債	205,636	205,257	281,957	77,831	32,927
町債依存度	10.7	11.2	4.7	2.3	3.9

☆町債依存度 町債発行額／歳入総額の割合です。

【用語解説のページ】

	用 語	用 語 の 意 味
※1	地方財政状況調査	地方公共団体の毎年度の決算状況を、総務省が統一ルールに基づいて集計し、作成した統計です。この結果は、地方財政白書として公表されます。
※2	形式収支	歳入から歳出を単純に差引いた収支結果で、翌年度に繰越すべき財源がある場合には、その金額が含まれています。 ★計算式 ＝歳入決算額－歳出決算額
※3	実質収支	形式収支に含まれる、翌年度に繰り越すべき財源を差引いた決算の余剰金です。 ★計算式 ＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
※4	単年度収支	当該年度実質収支額から、前年度実質収支額を差引いたもので、純粋な単年度の収支を表したものです。 ★計算式 ＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支
※5	基金取崩	当該年度の財源不足額を解消するため、財政調整基金から繰入を行った場合に該当します。 ★計算式 ＝財政調整基金取崩額のみ該当
※6	実質単年度収支	財政調整基金への積立、債務の繰上償還等の実質的な黒字要因と、財政調整基金からの繰入等の実質的な赤字要因を除いて考えた場合の数値で、実質的な債務の増加又は貯蓄等債権の増加を捉えようという指標です。 ★計算式 ＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額
※7	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的一般財源の総量（規模）を示しています。 ★計算式 ＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額
※8	実質収支比率	実質収支の額の適否を判断する指標で、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示されます。経験的には、3%～5%程度が望ましいとされています。 ★計算式 ＝実質収支額÷標準財政規模
※9	経常一般財源比率	一般財源の余裕を表す指標で、標準財政規模に対して現実に収入された経常一般財源の比率のことです。一般財源の「ゆとり」を見ようとする指標で、この数値が、「100」を超える度合いが高いほど余裕があることを示しています。 ★計算式 ＝経常一般財源収入額÷標準財政規模×100
※10	経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充当される経常一般財源の、経常一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のことです。 ★計算式 ＝経常経費に充当される経常一般財源÷（経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債）×100

※11	公債費負担比率	公債費（ローン返済）による財政負担の度合いを判断する指標で、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。 ★計算式 ＝公債費充当一般財源（一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む）÷一般財源総額×100
※12	実質公債費比率	公債費による財政負担の程度を示す指標で、従来の起債制限比率に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の、公債費類似経費を加え算出しています。 ★計算式 ＝（（当該年度の元利償還金＋公営企業元利償還金への一般会計繰出金等公債費類似経費）－（元利償還金等の特定財源＋普通交付税の基準財政需要額算入公債費））÷（標準財政規模－普通交付税の基準財政需要額算入公債費一般財源総額）×100
※13	経常一般財源	一般財源のうち、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入されるもので、家計でいう給与にあたります。
※14	経常経費充当一般財源	人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充当された、毎年度経常的に収入される一般財源のことです。
※15	公債費比率	毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合から、地方債の発行の状況を判断するための指標です。この比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることとなります。 ★計算式 ＝（当該年度元利償還金－（元利償還金充当特定財源＋災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費））÷（標準財政規模－災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費）×100
※16	人件費比率	歳出総額に占める人件費の割合で、財政構造の弾力性を見る指標のことです。 ★計算式 ＝人件費÷歳出総額×100
※17	基準財政収入額	各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。
※18	基準財政需要額	地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。
※19	財政力指数	団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額/基準財政需要額で求めた過去3年間の平均値です。この指数が高いほど、財源に余裕があるといえます。 ★計算式 ＝基準財政収入額÷基準財政需要額